

2019年9月18日

お客様 各位

大東海運株式会社

消費税法改正に伴う運賃・料金等の改定、および取り扱い方法のお知らせ

平素より弊社船舶をご利用頂き、誠にありがとうございます。

2019年(令和元年)10月1日に消費税法が改正されるにあたり、弊社におきましても、旅客運賃・貨物料金等に消費税引き上げ相当分を転嫁し、改定させて頂くことになりました。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

消費税法改正関連

- (1) 2019年10月の航海から改定致します。
- (2) 2019年10月の航海でも、2019年9月30日(月)までに往復乗船券を購入されたお客様は、改定前の運賃にてご利用頂けます。
- (3) 2019年10月1日(火)からの乗船券販売について適用とさせて頂きます。
- (4) 2019年9月30日(月)までに受付された貨物に関しては、改定前の貨物運賃にてご利用頂けます。
- (5) 2019年10月1日(火)から受付された貨物に関しては、改定した料金となります。

《お問い合わせ先》

大東海運株式会社 TEL 098-861-0515 (旅客)

大共港運株式会社 TEL 098-868-3966 (貨物)